

再 評 価 書

箇所名	一級河川 椋川	事業名	河川事業	課 名	河川課
事業概要	工 期 (下段前回) ※1	平成 30 年～令和 29 年	全体事業費 (下段前回) ※1	2,306 百万円 (負担率：国 50%：県 50%)	
		平成 30 年～令和 29 年		2,306 百万円 (負担率：国 50%：県 50%)	
事 業 目 的 及 び 内 容					
<p>1 事業の目的</p> <p>椋川は、一級河川鈴鹿川の支川で、鈴鹿山脈明星ヶ岳の南東の山地に源を發し、亀山市の市街地北部の谷間部を蛇行しながら東流して、途中亀田川、椿亀川、山田川を合流し、鈴鹿市和泉町地内で鈴鹿川に合流しています。流域面積 17.0km²、流路延長 10.3km です。</p> <p>椋川流域では多くの部分が農地として利用されています。</p> <p>流域内には亀山サンシャインパークや、アイリスヒルズ、みずほ台といった住宅団地を有しています。</p> <p>椋川は、過去に何度となく洪水氾濫による浸水被害を受けており、特に昭和 46 年 8 月の台風 23 号、同年 9 月の台風 29 号では甚大な被害を受け、鈴鹿川合流点より上流部の延長 L=8,740m について昭和 46 年度から 49 年度にかけて災害復旧助成事業による改修が行われました。過去には、平成 7 年 5 月出水による住宅や田畑、道路への冠水被害や、平成 24 年 9 月内水氾濫による床上浸水被害が発生しています。</p> <p>以上を踏まえ、事業の目的は、浸水被害を軽減するため、築堤、掘削、護岸工、横断構造物の改築を実施することにより流下能力を確保し、治水安全度の向上を図ることです。</p>					
<p>2 実施の内容</p> <p>事業の内容は、次のとおりです。</p> <p>延長：3,370m</p> <p>① 築堤 V=11,680m³ ②河道掘削 V=73,200m³ ③護岸整備 L=2,680m ④橋梁改築 N=3 基 ⑤堰改築 N=1 基</p>					
事 業 主 体 の 再 評 価 結 果					
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成 30 年度に整備計画を策定後、一定期間（5 年）が経過し、継続中の事業であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条第 3 項に基づき再評価を行いました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>・事業の進捗状況</p> <p>① 平成 30 年度に河川整備計画策定 ② 平成 30 年度から事業着手 ③ 令和 2 年度に国道 306 号(椋川橋)の架け替えが完了 令和 5 年度までに事業費ベースで 41%が完了</p> <p>・今後の見込み</p> <p>令和 29 年度の完成を目標としています。</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>流域には国道 1 号や国道 306 号が通り、JR 関西本線が横断し井田川駅が位置する等、交通の要衝であるとともに、近年は上流の宅地造成も進み、過去の浸水実績の発生状況および想定氾濫区域内の人口・資産状況から、依然として事業の必要性が高い状況です。</p> <p>過去には、浸水被害が発生していることから、早期の事業推進による治水安全度の向上が望まれています。</p>					

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

① 前回評価時の費用対効果分析の結果 ※2

費用便益比（総便益/総費用） 全体事業 B/C=2,971 百万円 / 2,113 百万円=1.4

② 費用対効果分析の結果 ※3

費用便益比（総便益/総費用） 全体事業 B/C=4,052 百万円 / 2,200 百万円=1.8

費用便益比（総便益/総費用） 残事業 B/C=1,180 百万円 / 1,034 百万円=1.1

※ 総便益 B=年便益の総和（現在価値化）+ 残存価値（現在価値化）

※ 総費用 C=事業費（現在価値化）+ 維持管理費（事業費の 0.5%、現在価値化）

総便益・総費用の現在価値化にあたっては、社会的割引率によって算出するものとし、過去の費用については、デフレーター補正を併せて実施しています。

費用便益分析結果

(百万円)

区 分		前回評価時 (平成30年度)	今回評価時 (令和5年度)		備考
		全体事業	全体事業	残事業	
費用	事業費	1,890	1,974	928	河川改修事業費
	維持管理費	223	226	106	事業費の 0.5%
	総事業費	2,113	2,200	1,034	
効果	年平均被害軽減期待額	152	206	78	
	便益	2,936	4,039	1,167	施設整備による浸水被害軽減効果
	残存価値	35	13	13	完成 50 年後の施設の残存価値
	総便益	2,971	4,052	1,180	便益+残存価値
費用便益分析結果 (B/C)		1.4	1.8	1.1	

【B/C変化の要因】

流域内の宅地化が進み資産増加した結果に加え、マニュアルの見直しにより便益 (B) が増加しました。また、評価年次の変更および現在価値化により総費用 (C) も増加しました。その結果、費用便益比 (B/C) は増加する結果となりました。

④ 感度分析の結果 ※4

残事業・残工期・資産額をそれぞれ±10%変動させた場合の感度分析を実施した結果、いずれの場合でも本事業の経済性が確認される結果となりました

	全体事業 B/C	残事業 B/C
残事業費 (+10% ~ -10%)	1.7~2.0	1.04~1.3
残工期 (-10% ~ +10%)	1.7~1.9	1.01~1.2
資産額 (-10% ~ +10%)	1.6~2.0	1.001~1.2

4-2 その他の効果

事業区間内には、三重県を南北に結ぶ重要な交通網（国道 1 号や JR 関西本線）が横断しており、市道については、浸水により通行不可能になると予想されます。

残事業を執行することによりこの被害を軽減することが期待できます。

【環境への配慮】

河道掘削時には可能な限り植生を残すよう配慮し工事を実施します。

4-3 地元意向

度重なる浸水被害の解消のため、自治会や各地区の代表者により「椋川改修促進期成同盟会」が組織されており、地元からは河川整備への強い要望があります。

5 コスト削減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト削減

- ① 河床掘削等による発生土を他の公共事業に流用し、有効活用することで、建設副産物の発生を抑制しコスト削減に努めます。
- ② 周辺環境に配慮しながら、経済性に考慮した新技術や工法の導入を図っていきます。

5-2 代替案

河川の改修計画の手法に対する代替案には、『ダム案』、『遊水地案』などがあります。これらに関する対応は、次のとおりです。過去から河川改修を進めてきた経緯もあることから、現行の河川改修が妥当と考えています。

- ① 『ダム』：流域の大部分が平地・丘陵地であり、ダムの適地がありません。
- ② 『遊水地』：流域平地部は、農地の中に集落も点在しており、広大な敷地を確保するには用地の取得や移転補償が必要となり、社会的影響が大きく、設置は困難です。

再 評 価 の 経 緯

平成 30 年度に河川整備計画策定に伴う報告をしています。

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の視点により再評価を行った結果、同要綱第 5 条第 1 項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。

委員会意見の概要【事業方針作成時に記述】

事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

対応方針【事業方針作成時に記述】

審査の結果、事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向け事業を継続して実施していきます。

事業方針の概要【事業方針作成時に記述】

事業を計画的に進めるために必要となる予算の確保に努め、早期に事業効果が発現出来るよう取り組みます。

※1 再評価実施事業は(下段前回)とし、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は(下段当初)とし、当初計画時の内容を記載する。

※2 再評価実施事業は、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は、当初計画時の内容を記載する。

※3 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い費用対効果分析の結果を記載する。

※4 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い感度分析の結果を記載する。